

消教推第 285 号

2021 年6月 14 日

都道府県
各 障害保健福祉主管課長 殿
市区町村

消費者庁消費者教育推進課長

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組について(協力依頼)

日頃より消費者教育の推進に当たり御高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

既に御存知のとおり、2022 年4月から成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることの内容とする改正民法が施行され 18、19 歳でも一人で有効な契約を結ぶこと等ができるようになります。

2021 年度は、2022 年4月からの成年年齢引下げ前の最後の1年に当たることから、若年者が消費生活に関する基礎的な知識を学び、消費者被害から身を守るとともに、持続可能な社会の形成に向けて行動するよう実践的な消費者教育を強化する必要があります。

先般、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁において、成年年齢引き下げ前の最後の一年間における取組を一層強化するため、別添の「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を 2021 年3月 22 日に決定しました。キャンペーンでは、全国の全ての高等学校等で「社会への扉」等を活用した実践的な授業が実施されること等を内容とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を引き続き実施することに加え、若年者に関わる関係団体等への働き掛け、イベント・メディアを通じた周知及び消費者教育のコンテンツの充実・活用の促進等の重層的な取組を4省庁で連携して実施することとしています。

学校における教育だけでなく、若者に関わるあらゆる団体等を通じた情報発信等の取組を重層的に実施していく必要があることから、貴職におかれましては、キャンペーンを踏まえ、関係団体と連携し、若者の被害防止に向けた支援や情報発信等に一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

特に下記の事項については、積極的な取組に御尽力いただきますようお願いいたします。

1. 若年者の被害防止に向けた支援の取組

2022 年4月以降は、18、19 歳でも一人で有効な契約ができるようになり、これまで認められた未成年者取消権が認められなくなります。社会経験の少ない若年者が契約上のトラブ

ルに遭うことがないよう、国等から発信されている被害事例等も参考にしながら、地方公共団体の消費者行政部局や関係団体と連携し、消費生活センターへの相談を促す等の支援の取組に御協力いただきますようお願いいたします。

2. 成年年齢引下げに関する情報発信等について

国においては、若年者やその保護者等に消費者被害拡大防止に資する情報等を直接届けるため、成人式や大学の入学ガイダンス等の若年者が多く集まるイベント、消費者庁「18歳から大人」Twitterアカウント等を活用し、動画等のコンテンツも活用した情報発信を実施していくこととしております。

若年者や保護者等にこれらの情報が届くよう、貴職におかれましては、地域の福祉関係団体等と連携した情報発信等の取組に御協力いただきますようお願いいたします。

コンテンツに関しては、先般、成年年齢引下げに関して若年者に消費者として知っていただきたい情報をまとめた啓発チラシ、ポスター及び動画を作成しており、消費者庁ウェブサイト「18歳から大人」特設ページにおいて公表しております。

(消費者庁ウェブサイト「18歳から大人」特設ページ)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lowe_r_the_age_of_adulthood/

(消費者庁「18歳から大人」Twitterアカウント)

https://twitter.com/caa_18sai_otona

併せて、貴職におかれましては、関係部局、域内の市町村福祉部局、関係団体等に対して、本依頼の内容を御周知いただきますようお願いいたします。

成年年齢引下げ前の最後の一年である2021年度は、関係省庁が連携し、集中的に取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも消費者教育の一層の推進に向け、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

以上

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

消費者庁消費者教育推進課

TEL 03-3507-9149(直通)

E-mail g.kyoiku@caa.go.jp

担当: 竹田